

別府市監査委員告示第5号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課	建設部	土木課
	教育委員会	別府商業高等学校

平成19年12月27日

別府市監査委員 櫻井美也子

同 首藤 正

同 由川盛登

(2) 予定価格 130 万円以内（但し、契約金額 20 万円以内を除く）の工事請負費の執行について土木課所管の工事請負費の執行について、46 件を抽出して監査を行った。

契約締結に至る事務及び工事完成から工事請負費の支出に至る事務については適正に行われていた。

しかし、契約の特記仕様書第 2 条に「工事着工前に施工計画、使用材料の試験報告書等を提出し、承諾を得ること。」と定めているが、施工計画書は受領されてなく、また、提出された使用材料の試験報告書等による使用材料の承諾が書面で行われていない。

提出を受けた使用材料の試験報告書等で提出日が不明のもの又は大分県土木建築部工事検査室長が発行するコンクリート二次製品の工場検査の検査済証（写し）で有効期限が経過したものが見られた。提出された使用材料の試験報告書等については慎重に審査を行うべきである。

次に、契約変更が調査した 46 件中 5 件見られるが、その内 1 件は工事設計前に施工場所の現場調査を十分に行えば、変更後の契約内容で当初より契約できたのではないかと思慮される。施工場所の状況を十分精査して工事設計に着手することが必要である。

また、契約変更で対処すべき工事を別途契約しているものが 1 件見られるが、適切な契約で対処されたい。

(3) 予定価格が 130 万円を超える工事請負契約について

ア 各工事の工事日誌や各種承諾書の確認欄の指示事項が、鉛筆書きで修正可能となっている、重要な書類であるのでボールペン等で記入されたい。

イ 交通整理員の配置計画については、当初設計時に十分調査検討を行い、配置人員等を把握した上で、設計積算を行い安易に設計変更の対象としないよう要望する。

ウ 設計変更を行った工事の中で、請負業者との協議書が提出されないまま、設計変更を行っている、現地状況により設計変更が必要な場合は、十分現地調査の上、検討・協議を重ね対処し、安易な設計変更は慎むこと。

エ 監督員は、契約約款の第 9 条～第 14 条をよく解読して工事管理に当たるよう要望する。

(4) 普通河川占用及び道路占用について

ア 普通河川占用許可については、普通河川における工事その他の行為を制限し、公共の利益を図るために定めた別府市普通河川取締条例等に従い、特別に使用を許可するものであるため、申請・受領・決定等万全を期して処理すべきである。

また、道路占用許可申請書及び請書については、別府市道路占用規則に基づき正確な事務処理を行われたい。

- イ 河川使用料の調定額、収入済額は年々減少しているが、河川使用料及び道路占用料の収入未済額繰越額は近年増加傾向にある。これらについては、特定の者に対し、法令等により特別に使用を許可し、占用料を徴するものであることから、収入未済額については訪問徴収等を実施し、収入未済額の解消に向け措置を講じられたい。
- ウ 占用料を指定期限内に納入しない者に対しては、関係法令等の規定に基づき使用許可の取り消し等断固たる措置を講ずるべきである。
- エ 道路占用料の納入通知書兼領収証書については、慎重な事務の取扱を行われたい。
- オ 普通河川の無断占用が多く予想されるが、1 係でなく課全体、部全体で対処するよう要望する。

(5) 委託契約について

土木課において執行した委託業務に係る入札・見積合せについては業者の指名に偏り等なく、公正に執行されていたが、一者随契において、随意契約理由が希薄で契約の相手方が当該相手方でなければならない理由が十分には説明されていないものが見受けられた。

一者随契を行う場合は、その必要性について十分検討し、正当な理由があるものに限って行われたい。

また、契約金額が 20 万円以下の見積書をもって契約書に替えた契約の中で、本来一の業務として契約すべきと思われるものを分割して発注しているケースが見受けられ、発注業者にも偏りが見受けられた。

契約に当っては、経費節減につとめ、正当な契約金額とするためにも契約事務規則に沿った契約を実施されたい。

(別府商業高等学校関係)

(1) 旅費の執行について

平成 18 年度に執行された別府商業高校教職員の旅費の計算については、大分県職員等の旅費に関する条例及び同施行規則に基づき、正しく計算されていたが、予算作成当初予定されていない旅費を財政担当課との協議なしに、執行しているケースが見られた。

予算作成時に必要な旅費について精査し、財政担当課と十分な協議の上、予算計上されたもの以外の執行は、原則的には行わないよう注意されたい。

特に視察旅行は、現在市長部局においては、原則認められておらず、また特例的に認めた場合でも旅行人員は 1 名とされている。

教育現場における他校の視察の重要性は、行政の視察とは比較できないが、他の公立高校の実態等を考慮し、真に必要と判断されるものについて十分検討され、予算計上した上で執行されたい。

また、県内旅費についても、不適切な支出と思われる事例が見受けられた。支給要件のチェックを厳重にし、機械的に支払う事のないよう注意されたい。

復命書については、旅行行程が旅行申請と異なるものが一件見受けられた他保存されていないものが、多数見受けられた。

別府市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

(2) 備品の取扱いについて

備品台帳（別商備品一覧表）に記載された内容と、現品とのあいだに合致しないものが確認されたので、別府商業高等学校において、備品台帳（別商備品一覧表）と現品との照合を実施されたい。

(3) 別府商業高等学校創立 50 周年記念事業補助金について

別府商業高等学校創立 50 周年記念事業補助金の交付事務においては、適切でない事務処理が見受けられた。

特に、補助金の交付額の決定については、別府市補助金等交付規則（平成 2 年 10 月 1 日 規則第 50 号）第 10 条第 1 項に「市長は、前条の規定による報告書等を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金等を交付する。」と規定されているが、十分な審査がなされたとは判断できない。

同規定に基づき適切に事務処理を行うよう要望する。